

# 新十津川町生涯スポーツ推進計画

新十津川町教育委員会  
(令和5年3月変更)

# 目 次

<b>第1章 計画の策定</b> . . . . .	<b>P1</b>
1 計画策定の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画内容の見直しと計画期間の変更	
<b>第2章 現状と課題</b> . . . . .	<b>P3</b>
1 現状	
2 課題	
<b>第3章 基本方針</b> . . . . .	<b>P4</b>
1 基本方針	
2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進	
<b>第4章 主な取組</b> . . . . .	<b>P5</b>
《基本方針Ⅰ 生涯スポーツの推進》	
1 スポーツ参加機会の充実	
2 安全なスポーツ活動の推進	
3 スポーツ情報の周知と啓発	
4 スポーツ振興団体への支援	
《基本方針Ⅱ 競技人口の拡大と競技力の向上》	
1 スポーツ人口の底辺拡大	
2 競技者のモチベーション高揚	
《基本方針Ⅲ スポーツ環境の整備》	
1 スポーツ少年団活動の支援	
2 指導者の育成・発掘・確保	
3 スポーツ施設の整備と有効活用	
<b>第5章 計画の推進</b> . . . . .	<b>P9</b>
1 推進体制	
2 成果指標と目標値の設定	

## 資料編

- スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画（概要）」
- 北海道「第3期北海道スポーツ推進計画（素案）の概要」
- 新十津川町体育施設

# 第1章 計画の策定

## 1 計画策定の目的

国は、平成23年6月に「スポーツ基本法」を制定し、「スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与する」として、国及び地方公共団体の責務を明確化しました。さらに、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツ立国実現の指針を示したところです。

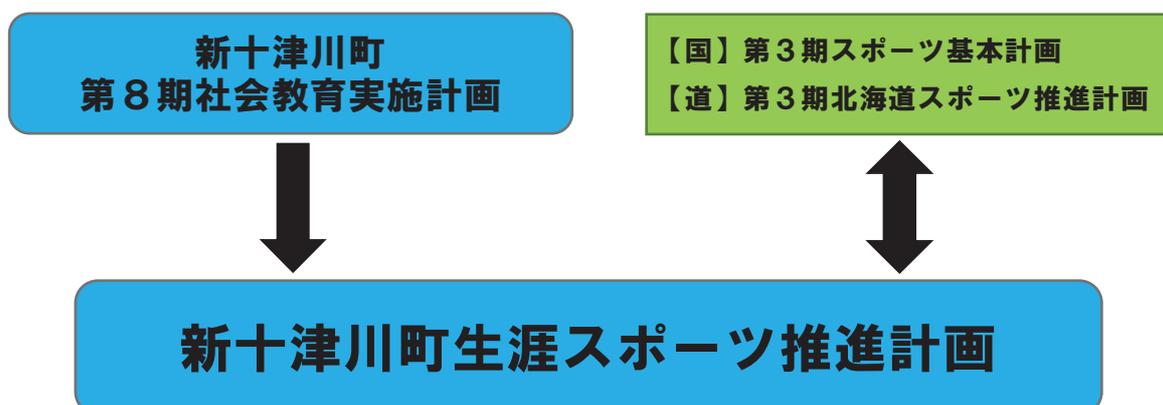
北海道においても、国の計画を踏まえ、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第3期北海道スポーツ推進計画」の策定を進めており、生涯にわたりスポーツに親しむことによる、心身の健康保持や豊かな人間性を育む「スポーツ王国北海道」の実現に向け、取り組んでいくこととしています。

本町では、令和3年度に策定された「新十津川町第6次総合計画（2022～2031）」において、「生涯学習の充実」の施策体系の一つとして「スポーツ活動の推進」が掲げられており、推進に係る町の役割は、「スポーツ体験機会の提供」「スポーツ団体の育成及び支援」「スポーツ施設の適切な維持管理」とされています。その施策を受け、「第8期新十津川町社会教育実施計画（2023～2027）」では、「健康維持と技術力の向上を図るスポーツ活動の促進」として、スポーツ人口の底辺拡大や、各年代に応じた継続的な運動機会の確保、指導者の育成などを推進することとしています。

目標達成に向けて、教育委員会、町民だけでなく関係機関が一体となってスポーツ振興を推進するため、「新十津川町生涯スポーツ推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づき策定するものです。計画策定に当たっては、「第8期新十津川町社会教育実施計画」を上位計画とし、国及び北海道のスポーツ計画と内容の整合性を図ります。



### 3 計画内容の見直しと計画期間の変更

計画の内容を「第8期新十津川町社会教育実施計画」に合わせて見直します。また、令和2年度から令和6年度までとしていた計画期間を3年延長し、第8期社会教育実施計画と同期間とすることで、効果的・効率的な計画推進を図ります。

なお、計画の内容については、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

計 画	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	
新十津川町第6次総合計画	→										
第8期新十津川町社会教育実施計画		→									
新十津川町生涯スポーツ推進計画	---→			→							
				3年延長							

## 第2章 現状と課題

---

### 1 現状

新十津川町スポーツ協会と連携してスポーツイベント・スポーツ体験事業を充実させることにより、主体的に1日1回の運動を目標とする「1・1運動」の普及促進と、全道・全国大会への参加及びユニフォーム購入に対する助成を通じた、競技力の向上や活動へのモチベーション高揚を図ってきました。

しかしながら、子どものスポーツ環境については、共働き世帯の増加や余暇活動の多様性などによる生活スタイルの変化が、活動の開始時期や継続に多大な影響を及ぼしており、人数の減少に伴う活動機会の減少だけでなく、団体競技では単独チームの編成が困難となり、近隣市町との混合チーム編成を余儀なくされている種目も出てきています。

また、一部の少年団では、指導者不足が顕在化しています。さらに、令和5年度以降、スポーツ庁が推進する中学校部活動の地域移行を段階的に進めていかなければならないことから、指導者の確保が急務となっています。

スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体は、年齢や体力に応じた活動は活発に行なわれていますが、会員の高齢化・固定化が顕著となってきています。

### 2 課題

- (1) 年代やニーズに応じた継続的な運動機会の確保（「1・1運動」の普及推進）
- (2) 幼少期からのスポーツ体験活動の拡充によるスポーツ人口の底辺拡大
- (3) 部活動の地域移行も見据えた地域スポーツ活動の支援・指導者の確保
- (4) スポーツ団体活動への支援
- (5) 利用者の安全・安心の視点に立った長期的な施設の維持管理

## 第3章 基本方針

### 1 基本方針

#### (1) 基本方針Ⅰ 生涯スポーツの推進

スポーツは、幸福で豊かな生活を営むために重要なものであり、健康寿命の延伸や体力向上、介護予防、生活習慣病予防に寄与します。主体的に1日1回運動することを目標とする「1・1運動」の普及促進を通じ、生涯スポーツの推進に努めます。

#### (2) 基本方針Ⅱ 競技人口の拡大と競技力の向上

幼少期からの多様なスポーツに触れる機会や、トップアスリートからの指導を受ける機会の充実に努め、競技人口の拡大や技術力の向上、指導者育成につながる競技スポーツの振興を目指します。

また、町内競技者や競技団体に対する、全道・全国大会出場費用の支援や、町内における競技会開催の支援を通じ、競技者の競技力と意欲の向上に努めます。

#### (3) 基本方針Ⅲ スポーツ環境の整備

既存のスポーツ団体の活動を支援していきます。特に子どものスポーツ活動については、活動の受け皿を地域で考え、スポーツ協会を始めとするスポーツ関係団体・地域・少年団保護者などと協力し、指導者の育成と外部指導者の発掘・確保を検討していきます。

プールの浄化設備、野球場の照明、テニスコートのフェンスなど、スポーツ施設の老朽化が顕著となってきたことから、施設の指定管理者と連携し、長寿命化を図ります。

### 2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられている17のゴールと169のターゲットのことをいいます。

SDGs採択前に取り組まれていたMDGs（ミレニアム開発目標）が主に発展途上国における取組であったことに対し、SDGsは先進国を含むすべての国々の取組目標を定めており、全世界共通の目標として貧困の撲滅など誰一人取り残さない包摂的な世界の実現を目指すことが理念として掲げられています。

本計画で定める取組については、国際社会全体で取り組むこととされている「SDGs」において掲げられている理念を取り入れながら推進していきます。

#### 【本計画で該当となるSDGsの項目】



## 第4章 主な取組

---

### 《基本方針Ⅰ 生涯スポーツの推進》

#### 1 スポーツ参加機会の充実

スポーツに触れ合う機会、年代に応じた生涯スポーツに取り組める機会を創出し、「1・1運動」の普及啓発を図ります。

##### (1) 新十津川スポーツクラブの充実

新十津川スポーツクラブにおける様々なスポーツ・エクササイズ事業の通年展開により、スポーツを手軽に取り組める環境の充実を図ります。

##### (2) 軽スポーツイベント事業の企画・開催

気軽に楽しめる軽スポーツイベントなどの開催により、スポーツを始めるきっかけづくりを進めます。

##### (3) スポーツ推進委員によるスポーツ活動の推進

子ども向け体験事業の実施や町民へのニュースポーツの紹介などを行い、地域におけるスポーツ活動の推進を図ります。

#### 【主な取組】

- 新十津川スポーツクラブの運営
- スポーツイベントの開催
- ニュースポーツ体験イベントの開催
- 出前講座（学童から一般対象）によるニュースポーツの紹介
- 各スポーツ種目の指導者の紹介

#### 2 安全なスポーツ活動の推進

安心してスポーツ活動が行えるように、スポーツ活動によって生じるケガ・事故などの予防や軽減を図ります。

##### (1) ケガ・事故防止のための講習会の実施

スポーツ活動時にケガ・事故が発生しないように、ケガ・事故防止などの知識を修得する機会を設けます。

##### (2) 救急救命講習会の実施

A E Dを使用する不測の事態や、ケガ・事故が発生した時に速やかに対処できるように、関係者に対して救急救命などの講習会を実施していきます。

#### 【主な取組】

- 指導者及び関係者に対してのケガ・事故防止のための研修会の実施

#### 3 スポーツ情報の周知と啓発

町民の運動・スポーツに対する要望やニーズが多様化していることから、子どもから大人まで、誰もが気軽にスポーツに取り組めるよう、各種スポーツ情報を取りまとめて情報発信を行い、スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツに触れ合うきっかけづくりとなるよう情報の周知と啓発に努めます。

#### 【主な取組】

- 関係団体と連携した、イベント・教室の情報発信
- 報道機関への積極的な情報提供

## 4 スポーツ振興団体への支援

ふるさと公園内スポーツ施設の指定管理者として、本町のスポーツ推進活動の中核を担う新十津川町スポーツ協会を支援します。また、新十津川スポーツクラブの運営主体を支援し、活動の継続と充実を図ります。

### (1) スポーツ協会の組織運営の支援

スポーツ協会は、スポーツ振興、体力・健康づくりの専門的な知識やノウハウを持つ町内唯一の団体であることから、安定した組織運営が図られるよう支援していきます。

また、スポーツイベントの開催に当たっては、スポーツ協会と教育委員会とが連携して運営に当たります。

### (2) 新十津川スポーツクラブへの支援

新十津川スポーツクラブではダンスや体幹トレーニング、スポーツクリニックなどの各種教室を年間200回程度開催しています。町民が手軽にスポーツに取り組める機会の提供を維持し続けるため、活動の支援を行っていきます。

#### 【主な取組】

- スポーツ協会の運営に係る財政的支援
- スポーツクラブの活動支援
- スポーツイベント開催時のスポーツ協会と教育委員会との相互連携

## 《基本方針II 競技人口の拡大と競技力の向上》

### 1 スポーツ人口の底辺拡大

様々な形式でのスポーツ体験の機会を創出し、幼少期からのスポーツへの興味関心を高めます。また、優秀な成績に対する顕彰を行うことにより、活動継続のモチベーション高揚を図ります。

#### (1) スポーツ体験事業の実施

プロアスリート・トップアスリートから指導を受ける機会や、幼児・親子向けスポーツ事業を実施し、スポーツ活動への動機づけ、きっかけづくりを進めます。

#### (2) スポーツにおける技術・体力の増進

低学年向けのスポーツ教室や体力向上を目的とした教室を実施し、スポーツの技術向上や基礎体力の向上を図ります。

#### (3) 町内スポーツ団体への支援

町内スポーツ団体が、主催大会の開催などを通じて、スポーツの普及発展と体力向上を図ることができるよう、活動費を助成します。

### 2 競技者のモチベーション高揚

競技者の競技継続や競技力向上に向けたモチベーション高揚を図るため、競技大会

出場を支援します。また、優れた成績を収めた競技者・競技団体については、その成績に対する顕彰を行います。

### **(1) 競技者への支援**

団体競技活動を支援するため、ユニフォームの購入費用の一部を助成します。また、全道・全国大会出場する競技者・競技団体に対し、参加費用を助成します。

### **(2) 競技成績優秀者の顕彰**

全道・全国大会において優秀な成績を収めた競技者・競技団体に対して表彰状などを授与してその活躍を讃え、広く周知します。

#### **【主な取組】**

- 親子向けスポーツ体験の実施
- 低学年向け事業（水泳教室、スキー教室、体カアップ運動など）の実施
- 少年文化スポーツ活動団体ユニフォーム購入費助成事業による支援
- 文化スポーツ活動大会参加費助成事業による支援
- 町長賞やスポーツ協会賞による成績優秀者の顕彰

## **《基本方針Ⅲ スポーツ環境の整備》**

### **1 スポーツ少年団活動の支援**

スポーツ少年団については、少子化や余暇活動の多様化などにより、団員が減少しています。スポーツ少年団に所属している団員が活動に打ち込むことができるよう、学校スポーツ少年団や関係機関との連携を図り、スポーツ少年団活動を支援していきます。

#### **【主な取組】**

- 学校と連携したスポーツ少年団の団員募集
- スポーツ少年団団員の交流会の実施、支援
- スポーツ少年団、スポーツ関係団体の所属会員を対象にした研修会の実施

### **2 指導者の育成・発掘・確保**

町民が継続してスポーツに取り組むことができるように、関係団体と連携しながら指導者の育成・発掘・確保を行っていきます。

#### **(1) 指導者・育成者資格の取得促進**

指導者を目指している競技者・愛好者、少年団活動を行っている児童生徒の保護者及び育成者による、指導者資格や審判員資格の取得を支援し、指導環境の充実と団体運営の活性化を図ります。

#### **(2) 外部指導者の発掘・確保**

スポーツ庁が推進する中学校部活動の地域移行への対応や、少年団活動の指導者不足解消のため、スポーツ協会やスポーツ推進員と連携し、地域外の招聘可能な指導者の発掘・確保に努めます。

#### **(3) 指導者などの情報の集約**

スポーツ団体活動の充実と、指導者などの活動機会の拡充を図るため、指導者情報を集約し、関係団体と情報連携・共有を図ります。

#### 【主な取組】

- スポーツ指導者等資格登録料等助成事業による支援
- 外部指導者の情報収集と招聘に向けた協議
- 指導者情報の集約とデータベース化
- スポーツ庁が推進する中学校部活動の地域移行に係る関係機関との協議

### 3 スポーツ施設の整備と有効活用

年齢などに関係なく、誰でもスポーツに取り組むことが出来るよう、施設の整備と有効活用を推進します。

#### (1) スポーツ施設の改修・修繕

新十津川町スポーツ協会が町の指定を受け管理しているスポーツ施設の多くは相当の年月を経過しており、設備の改修・整備が必要となっています。誰でも運動・スポーツが手軽に安全に取り組めるように、町民や関係団体のニーズを考慮しながら計画的に改修・修繕し、有効活用を図ります。また、老朽化し利用率の落ちた施設の改廃についても、安全面などを考慮しながら、教育委員会とスポーツ協会とで検討していきます。

#### (2) スポーツ用具の更新・新規設置

スポーツが安全に行えるように、運動・スポーツ用具の計画的な更新が必要となります。町民や関係団体のニーズを考慮しながら、運動・スポーツ用具の更新を行っていきます。

#### (3) スポーツ施設、学校開放事業による小中学校体育館の利用方法の改善

スポーツ少年団やスポーツ団体は町内スポーツ施設や、学校開放事業による小中学校の体育館を利用して活動しています。今後も学校や関係団体と協議しながら、利用しやすい方法を検討します。

#### 【主な取組】

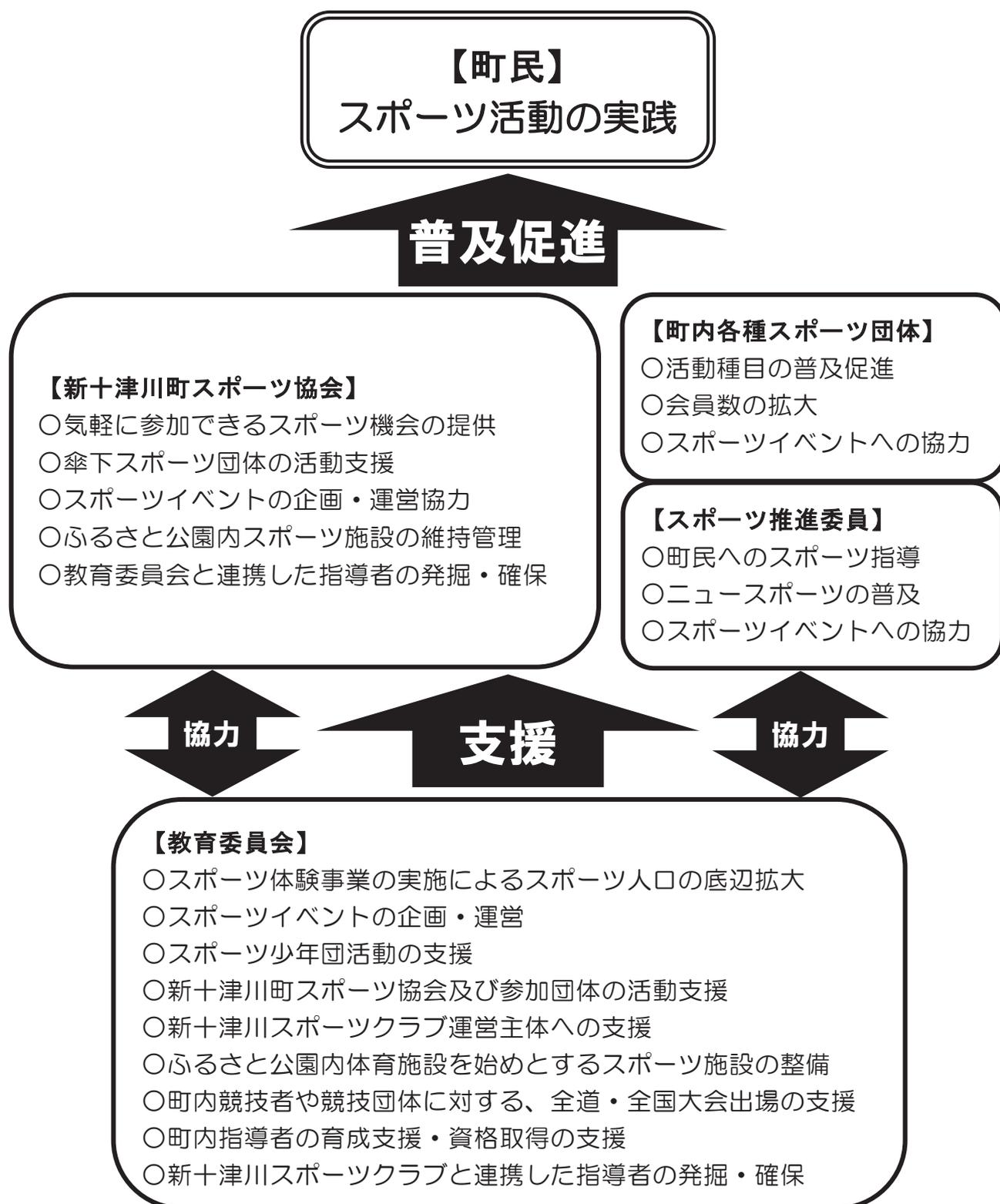
- 新十津川町スポーツ施設指定管理者とのスポーツ施設運営調整会議の開催
- 町のスポーツ施設及びふるさと公園の計画的な維持管理と活用
- 学校スポーツ施設及び用具の計画的な維持管理と活用
- スポーツ少年団関係者懇談会の開催

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

本計画の推進に当たっては、町民・教育委員会・スポーツ関係団体などが、主体的にスポーツ活動を推進するとともに、互いに連携・協働を図ることが重要です。

各主体に期待される役割は、次のとおりです。



## 2 成果指標と目標値の設定

成果指標は、新十津川町第6次総合計画の政策14「生涯学習の充実」の施策3「スポーツ活動の促進」における成果指標と目標値とします。

成果指標	目 標 値				
	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
町民アンケートのスポーツ活動の促進に係る満足度（ポイント）	66	67	67	68	<b>68</b>
スポーツクラブが実施する教室の定員に対する参加者の割合（%）	81	82	82	83	<b>83</b>

# 資料編

- スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画（概要）」
- 北海道「第3期北海道スポーツ推進計画（素案）の概要」
- 新十津川町体育施設



# 第3期スポーツ基本計画（概要）

## 【第2期計画期間中の総括】

- ① **新型コロナウイルス感染症：**
  - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② **東京オリンピック・パラリンピック競技大会：**
  - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催

### ③ **その他社会状況の変化：**

- ▶ 人口減少・高齢化の進行
- ▶ 地域間格差の広がり
- ▶ DXなど急速な技術革新
- ▶ ライフスタイルの変化
- ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・ 「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『**スポーツそのものが有する価値**』（Well-being）
- ・ スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『**スポーツが社会活性化等に寄与する価値**』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

## 1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策



### 持続可能な国際競技力の向上

- 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、
  - ・ NFの強化戦略プランの実効化を支援
  - ・ アスリート育成バスウェイを構築
  - ・ スポーツ医・科学、情報等による支援を充実
  - ・ 地域の競技力向上を支える体制を構築



### 大規模大会の運営ノウハウの継承

- 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用



### 共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進

- 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進
- オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進



### 地方創生・まちづくり

- 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着
- 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進



### スポーツを通じた国際交流・協力

- 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）



### スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保

- 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、
  - ・ 誹謗中傷や性的ハラスメントの防止
  - ・ 熱中症対策の徹底など安全・安心の確保
  - ・ 暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

## 2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

### スポーツを「つくる/はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。

- ◆ **柔軟・適切な手法や仕組みの導入等**を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出
- ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成
- ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進

### スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。

- ◆ **施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動**により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現
- ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化
- ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信

### スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を表現し、機運を醸成。

- ◆ **住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」**等の機会の提供
- ◆ **居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化**
- ◆ **本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保**

# 3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

- ① 多様な主体におけるスポーツの機会創出  
地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、  
体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く  
世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等
- ② スポーツ界におけるDXの推進  
先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル  
技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等
- ③ 国際競技力の向上  
中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地  
域における競技力向上を支える体制の構築、国・JPO・地方公  
共団体が一体となった国民体育大会の開催 等
- ④ スポーツの国際交流・協力  
国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の  
国際展開を促進するプラットフォームの検討 等
- ⑤ スポーツによる健康増進  
健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成  
果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化 等
- ⑥ スポーツの成長産業化  
スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオーブ  
ンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等
- ⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり  
武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる  
推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全  
国での加速化 等
- ⑧ スポーツを通じた共生社会の実現  
障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ  
団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・「障啓発  
信」 等
- ⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化  
ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、  
スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援 等
- ⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材  
民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域  
スポーツコミュニティなど地域連携組織の活用、全N Fでの  
人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指  
導に精通した指導者養成支援 等
- ⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保  
暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、  
スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等
- ⑫ スポーツ・インテグリティの確保  
スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ  
仲裁・調停制度の理解促進等の推進、教育研修や研究活動等を  
通じたドーピング防止活動の展開 等

## 『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人々が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

- 📍 国民のスポーツ実施率を向上  
✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を70% (障害者は40%)  
✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を100%に近づける (障害者は70%を目指す)
- 📍 生誕にわたって運動・スポーツを継続  
したい子供の増加  
(児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%)  
子供の体力の向上  
(新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%)
- 📍 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現  
✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指す学習プログラム開発  
✓ スポーツ団体の女性理事の割合を40%
- 📍 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現
- 📍 スポーツを通じて活力ある社会を実現  
✓ スポーツ市場規模15兆円の達成 (2025年まで)  
✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組みむ地方公共団体の割合15.6%⇒40%
- 📍 スポーツを通じて世界とつながる  
✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の70万人の人々への裨益を目標に事業を推進  
✓ 国際競技連盟 (IF) 等役員数37人規模の維持・拡大

# 第3期北海道スポーツ推進計画（素案）の概要

- 【計画の位置づけ】** スポーツ基本法及び北海道スポーツ推進条例に基づき、本道のスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定
- 【計画期間】** 令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間
- 【推進体制】** 「北海道スポーツみらい会議」と連携し、道民や関係者と相互に協力しながら、オール北海道で推進

## 【スポーツを取り巻く環境】

### ◇東京2020・北京2022オリパラ開催

どさんこ選手の活躍は、道民に夢と感動、そして未来への希望を与え、スポーツへの関心を高めた。

### ◇北海道の地域特性

豊かな自然環境を生かし、これまで国際舞台で活躍する選手を数多く輩出

### ◇応援の輪の広がり

本道の本拠地として誕生したプロスポーツチームは地域に根ざし、地域とともに歩み、応援の輪が広がる。

### ◆新型コロナウイルス感染症

様々なスポーツ活動が中止・延期を余儀なくされる一方、スポーツ関係者は感染症対策を講じ、人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組を続けてきた。

### ◆北海道の総人口の減少

北海道の総人口は、1997年をピークに減少に転じ、現在も全国を上回るスピードで減少  
→ スポーツ参画人口減少の懸念

### ◆運動部活動のあり方改革

本道の将来を担う子ども達のスポーツに親しむ機会や環境の維持・確保が課題

「北海道の  
潜在力」

## 【スポーツの捉え方・意義と役割】

### ■スポーツとは

○心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他精神の涵養等のために個人または集団で行われる

### 運動競技その他の身体的活動

○スポーツは、様々なかたちでの「自発的」な参画を通じて「楽しさ」や「喜び」に本質を持つもの

### ■スポーツの意義や役割

「する」 ～健康やいきがいをもたらす  
「みる」 ～感動、楽しさ、活力を与える  
「ささえる」 ～地域への一体感を醸成する  
「しる」 ～様々な効果への理解、意欲や自主性を育む

「つながる」  
人と人とのつながりを深める

「スポーツの持つ力」

## 【めざす姿・基本方針】

新型コロナの影響・北海道の人口減少など、スポーツを取り巻く環境や社会状況が大きく変動していく中において、

「**スポーツの持つ力**」を最大限活用し、「**北海道の潜在力**」を発揮しながら、**スポーツを通じた将来にわたる持続可能な社会の実現**に寄与していくことをめざす。

### 基本方針 ～施策の5つの柱～

- 1 スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのある暮らしの充実
- 2 北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化と共生社会の実現
- 3 どさんこ選手の国際競技力の維持・向上
- 4 スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくり

5 オリパラ競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展

「スポーツの持つ力」



「北海道の潜在力」

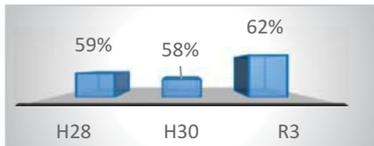
めざす姿：将来にわたる持続可能な社会の実現～北海道スポーツのみらいをひらく～

## 【今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策】

### 1 スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのあるくらしの充実

する・みる・ささえるといった多様な形でスポーツ参画人口の拡大を図るとともに、全ての道民が生涯にわたり、あらゆる場面において、スポーツに親しむことができる環境づくりをめざす。

- (1) 様々なライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (2) 子どもの心身の健全な発達と体力向上のためのスポーツ機会の充実
- (3) スポーツに親しむ環境の充実
- (4) スポーツの観戦・応援の気運の醸成



本道の成人の週1回以上のスポーツ実施率

#### ～今後の取組の方向性～

- オリンピックやプロチーム等と連携したスポーツ体験機会の提供
- 地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの設置促進と質的充実
- 市町村・教育機関・スポーツ団体等と連携し、スポーツの意義・役割等を含めスポーツへの参画を啓発。多様な主体が行う気運醸成に関する協働の取組を促進 等

#### ～目標～

- 本道の成人の週1回以上スポーツ実施率の増加 70%
- 本道全ての市町村に総合型地域スポーツクラブを設置 等

### 2 北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化と共生社会の実現

北海道の恵まれた自然環境等を生かしながら、スポーツを通じた地域間・国際交流などによる地域の活性化を図るとともに、障がいや性別その他の事情に関わらず自主的・積極的にスポーツに参加でき、ささえあうことができる社会の実現をめざす。

- (1) 北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化
- (2) スポーツの成長産業化
- (3) スポーツでつくる優しい共生社会

北海道	全国
4.3%	5.7%

これまで過去1度でもパラスポーツ（車いすテニスやポッチャ等）を体験したことがある者の割合（R3スポーツ世論調査）

#### ～今後の取組の方向性～

- 国際的・全国的な規模のスポーツ競技会、スポーツ合宿の誘致促進
- 地域スポーツコミッションの設立促進
- スタジアムを核としたまちづくりへの協力と食や観光等の魅力発信
- 障がい者スポーツ体験等による理解促進と多様な主体による支援の輪の拡大
- 障がい者スポーツ関係団体の活性化と相互連携の促進 等

#### ～目標～

- 障がい者スポーツを体験したことのある者の割合 20% 等

### 3 どさんこ選手の国際競技力の維持・向上

国際的または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、選手の育成、指導者の養成、人材の発掘等を行い、本道の競技力の維持・向上をめざす。

- (1) 競技力向上に向けたどさんこ選手の強化と指導者の充実
- (2) 世界に羽ばたく次世代アスリートのすそ野拡大と発掘・育成
- (3) 地域間・国際交流機会の拡大による競技力の向上
- (4) ウィンタースポーツの振興と競技力向上

東京大会：出場者29人、メダル7個（金2）  
北京大会：出場者60人、メダル8個（金2）

#### ～今後の取組の方向性～

- 北海道が冬季競技の拠点となるよう、冬季版HPS C（ハイパフォーマンススポーツセンター）の道内設置の働きかけ
- ジュニア期からの将来有望な選手の発掘・育成
- 女性アスリートや多様な性のあり方に関する理解促進 等

#### ～目標～

- 夏季・冬季それぞれのオリパラ競技大会において、過去最高水準の出場者数、メダル獲得者数、金メダル獲得数、メダル総獲得数の実現

### 4 スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくり

スポーツが行われる場において、体罰や暴力の根絶と事故防止等スポーツの安全・安心の確保を図るとともに、ボランティア活動の参加拡大や選手のキャリアを生かすことができる社会の形成など、ささえる環境づくりをめざす。

- (1) スポーツの安全・安心確保
- (2) スポーツボランティアの育成
- (3) アスリートのセカンドキャリアの形成

#### ～今後の取組の方向性～

- 競技団体のガバナンスコードの策定・公表の促進
- セカンドキャリア形成に向けた引退選手の活躍機会の拡充 等

### 5 オリパラ競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展

東京・北京冬季大会開催により高まった気運を一過性のものとせず、取組を継承・発展させていくことをめざす。

～北海道スポーツみらい会議～

北海道スポーツ推進条例がめざす、全ての道民が、スポーツを通じた健康で豊かな生活の形成と、魅力ある人づくりや地域づくりを推進するとともに、将来にわたる持続可能な社会の実現に向け、行政や教育機関、スポーツ団体、プロスポーツチーム、経済界その他関係者による協働の取組を推進するとともに、国際的、全国的な規模のスポーツの競技会及び合宿等の誘致と成功支援、レガシーの継承・発展にオール北海道で連携することを目的に、令和4（2022）年7月に設立された。

また、同会議で、「北海道スポーツみらい憲章」が採択された。

## 北海道スポーツみらい憲章

（前文）

北海道は、夏は冷涼な気候、冬は良質な雪に恵まれるなど、スポーツをする者にとって好条件がそろっており、豊かな自然環境を生かし、これまで、国際的・全国的な規模のスポーツの競技会を活躍する選手を数多く輩出してきました。

その活躍する姿は、道民に夢と感動、そして、みらいへの希望を与え、スポーツへの関心を高めています。

また、北海道を本拠地として誕生したプロスポーツチームは地域に根ざし、地域とともに歩み、子どもから高齢者まで幅広い世代が試合を観戦し、ボランティアとしてチームを支えるなど、応援の輪が大きく広がっています。

こうした北海道の潜在力を生かし、様々な立場・背景・特性を有する人・団体があつまり、スポーツを「する、みる、ささえる」すばらしさを共有し、スポーツを通じた健康で豊かな生活の形成と魅力ある人づくりや地域づくりを推進するとともに、北海道スポーツのさらなる振興・発展をめざし、みらいへとつなげていきます。

### 一 スポーツをする

スポーツを「する」ことを通じ、体を動かす楽しさや喜び、健康増進や生きがいを得、みんなにそれを伝えます。

### 二 スポーツをみる

スポーツを「みる」ことを通じ、選手の活躍する姿に感動と応援する楽しさを得、その熱戦と鍛錬の軌跡に惜しみない拍手と賞賛、励まし、感謝を贈ります。

### 三 スポーツをささえる

スポーツをささえることを通じ、共に喜び、達成感や一体感を得、人と人との絆や思いやる心を育みます。

### 四 スポーツをしる

スポーツをしることを通じ、様々な効果への理解を得、意欲や自主性を育みます。

### 五 スポーツでつながる

スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」、「しる」が相互につながることを通じ、人と人とのつながりを得、北海道から世界へ、そして未来へつなげていきます。

令和四（二〇二二）年七月

北海道スポーツみらい会議



## 新十津川町体育施設

### スポーツセンター

TEL・FAX 76-3390  
所 在 新十津川町字総進187番地2  
開場時間 9:00～21:00  
休 館 日 毎月の最終火曜日  
(祝日のときは翌日)  
12月31日～1月5日  
概 要 メインアリーナ、  
サブアリーナ、会議室ほか  
指定管理者 特定非営利活動法人  
新十津川町スポーツ協会



### 温水プール

T E L 76-2925  
所 在 新十津川町字総進187番地1  
開館時間 10:00～20:00  
開設期間 4月29日～9月30日  
休 館 日 火曜日  
(町内小中学校の夏休み期間  
及び祝日の場合を除く)  
概 要 プール  
(25m×15m、7レーン  
水深1.1～1.2m)  
徒渉プール  
(6m×15m 変形  
水深0.45～0.70m)  
指定管理者 特定非営利活動法人  
新十津川町スポーツ協会



### ふるさと公園 サンウッド パークゴルフ場

T E L 76-2500  
所 在 新十津川町字総進177番地3  
開場時間 8:00～21:00  
(ナイター営業:要予約)  
開設期間 4月29日～11月3日  
休 場 日 月曜日(祝日のときは翌日)



概 要 しらかばコース:438m  
もみじコース:454m  
つつじコース:421m  
指定管理者 特定非営利活動法人  
新十津川町スポーツ協会

### 石狩徳富 河川緑地 パークゴルフ場

所 在 新十津川町字中央91番地14  
(石狩川河川敷)  
開館時間 8:00～18:00  
休 場 日 木曜日(祝日の時は翌日)  
11月1日～4月30日  
概 要 Aコース:363m  
Bコース:390m



### ふるさと公園 野球場

所 在 新十津川町字総進178番地1  
開場時間 8:00～21:00  
開設期間 4月29日～11月3日  
概 要 両翼86m、センター100m  
夜間照明有り  
指定管理者 特定非営利活動法人  
新十津川町スポーツ協会



### ふるさと公園 ピンネスタジアム ピンネテニスコート

T E L 76-3838  
所 在 新十津川町字総進177番地1  
開場時間 8:00～21:00  
開設期間 4月29日～11月3日  
概 要 ピンネスタジアム  
両翼98m、センター122m  
夜間照明有り  
観覧席約4,700人収容  
ピンネテニスコート  
オムニコート  
(砂入り人工芝)4面



夜間照明有り  
指定管理者 特定非営利活動法人  
新十津川町スポーツ協会

## ふるさと公園 テニスコート



所 在 新十津川町字総進178番地 1  
開場時間 8:00～日没  
開設期間 4月29日～11月3日  
概 要 クレイコート5面  
指定管理者 特定非営利活動法人  
新十津川町スポーツ協会

## ふるさと公園 サッカー場



所 在 新十津川町字総進178番地 1  
開場時間 8:00～日没  
開設期間 4月29日～11月3日  
概 要 コート：縦85m、横50m  
指定管理者 特定非営利活動法人  
新十津川町スポーツ協会

## そっち岳スキー場



T E L 76-2075  
所 在 新十津川町字総進294番地 1  
開設期間 12月第2木曜日～3月20日  
休 場 日 12月31日～1月1日  
概 要 スロープ330m  
ペアリフト1基  
(傾斜こう長331.65m)  
ロッジ、夜間照明5基



令和5年3月

発行 新十津川町教育委員会

樺戸郡新十津川町字中央 307 番地 1

TEL (0125) 76-4233 FAX (0125) 76-3223

e-mail : [kyoikuiinkai@town.shintotsukawa.lg.jp](mailto:kyoikuiinkai@town.shintotsukawa.lg.jp)